

栃木県指令 北保 第134-40号

申請者住所 那珂川町小口1342

氏 名 那須八溝物産株式会社

平成25年10月15日付けで申請のあった温泉の利用（飲用）許可申請については、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定により次の条件を付して許可する。

平成25年10月22日

栃木県北保健所長 大橋 俊子



1. 利用場所 那珂川町小口1712  
南平台温泉 観音湯  
飲泉所

2. 利用源泉名 南平台温泉

3. 飲用許容量

1回の量は3倍に希釈したもので200ml程度とし、

1日の量は600mlまでとする。

なお、15歳以下の者については、原則的に飲用を避け、例外的に飲用する場合には医師の指導を受けること。

4. 温泉の成分に変化があった場合は直ちに指示を受けること。

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に対して審査請求することができる。